



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 64 2009年01月09日

台湾特許庁における特許審査ハイウェイの試行開始について

記

台湾特許庁(經濟部知的財産局)は、2008年12月26日に公聴会を開催し、審査期間の短縮を図ることを目的とする「特許出願の審査加速の作業方案」(以下、「特許審査ハイウェイ」という。)の試行を2009年1月1日より開始することが2008年12月31日付で公表されました。この試行期間を1年とし、試行の運用状況をみて継続すべきか再度検討される予定です。

特許審査ハイウェイにおける審査期間は、発明の内容にもよりますが、原則としてその申請日(又は書類不備の補正日)から6ヶ月となっております。そして、対応の出願国が異なれば再度特許審査ハイウェイを申請することが認められます。

特許審査ハイウェイを申請するには、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 実体審査開始通知の受領後又は再審査開始後であるとき。
- (2) 対応の外国特許出願(中国本土の出願も含む)がその国の特許庁の実体審査を経て特許付与査定を受けたもの。

申請手続きに必要な書類は、次の通りです。

- (1) 特許審査ハイウェイ申請書
- (2) 対応の外国出願における公告の特許クレーム又はその特許査定通知(公告予定の特許クレームを含む)
- (3) 対応の外国出願における公告の特許クレームとの相違に係る説明(実質的に同一であれば、提出は不要)

上記の書類は、外国語による場合、中文翻訳版を添付しなければなりません。中国本土の中国語であっても台湾で通用する中文(特に技術用語)に翻訳する必要があります。

なお、特許審査ハイウェイの申請と同時に特許法第49条に基づく補正を行うことができます。また、対応の外国出願の調査報告、審査意見書、応答書など(中文抄訳版添付要)を併せて提出することは可能です。

以上